

議第291号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 7京都市住宅審議会の項を次のように改める。

京都市住宅審議会	市営住宅の管理、民間住宅の利用及び活用その他の市民の住生活の安定及び向上に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	2年
「歩くまち・京都」総合交通戦略審議会	「歩くまち・京都」総合交通戦略の改定等に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	20人以内	委嘱の日からその日の属する年度の末日まで

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

市長の附属機関として「歩くまち・京都」総合交通戦略審議会を設置する必要があるので提案する。